

第3号様式

会 議 録	
会 議 名	てんぶす那覇運営審議会
開催年月日時間	令和5年12月26日（火）午後1時30分～午後5時15分
開 催 場 所	那覇市役所 1 2 F 第 1 研修室 A ・ B
出 席 者 名	①会長 島袋隆志 （沖縄大学 経法商学部 教授） ②副会長 林優子 （名城大学 副学長） ③委員 下地貴子 （一般財団法人 沖縄観光コンベンションビューロー 国内事業部 人材育成センター長） ④委員 星崎浩二 （沖縄県中小企業家同友会 政策委員長） ⑤委員 佐久本和代 （沖縄県中小企業団体中央会 事務局長） ⑥委員 比嘉いずみ （沖縄県立芸術大学 音楽学部 教授） ⑦委員 神谷武史 （沖縄県立芸術大学 音楽学部 講師） ⑧委員 宮里正子 （沖縄県文化財保護審議会委員 沖縄県立博物館・美術館協議会委員 浦添市美術館協議会委員 一般社団法人沖縄美ら島財団 総合研究センター研究顧問） ⑨委員 比嘉智明 （一般社団法人 沖縄県中小企業診断士協会 会員診断士）

	⑩委員 池村博隆 (ものプランおきなわ 代表) ⑪委員 宮本忠 (沖縄県信用保証協会 総務部 総務部長) ⑫委員 真喜屋稔 (那覇市国際通り商店街振興組合連合会 理事長)
議 題	令和5年度てんぶす那覇マネジメント事業における予定候補者の選定について
配 布 資 料 名	①令和5年度てんぶす那覇マネジメント事業 審査要領 ②選定基準表 ③提案事業者プレゼン資料
審議状況（経過、結論） 別紙のとおり。	

てんぶす那覇に係る指定管理予定候補者の審査結果について

那覇市経済観光部商工農水課が所管するてんぶす那覇について、以下のとおり指定管理予定候補者を選定したため、その結果を公表します。

なお、指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項により議会の議決を経る必要があることから、令和6年2月議会の議決を経た後に正式に指定することになります。

1 施設の概要

- (1) 名 称 てんぶす那覇
- (2) 所 在 地 那覇市牧志3丁目2番10号
- (3) 設置目的 文化、芸能及び伝統工芸の普及、振興及び産業化を図り、もって市民文化の向上、賑わいの創出及び地域の活性化に資することを目的とする。

2 指定管理予定候補者

- (1) 名 称 ミライ那覇創造共同事業体
- (2) 代表者 株式会社平良商会 代表取締役 平良一郎
- (3) 所在地 那覇市小緑1丁目6番17号

3 指定予定期間

令和6年4月1日から令和16年3月31日（10年間）

4 選定の経緯

(1) 公募

- ア 応募期間 令和5年9月1日（金）～12月15日（金）
- イ 応募団体 2団体

(2) 審査方法

ア 選定委員会

- a 選定機関の名称 てんぶす那覇運営審議会
- b 選定委員会の委員（委員12人中、12人出席）
 - 会 長 島袋 隆志 （沖縄大学 経法商学部 教授）
 - 副会長 林 優子 （名桜大学 副学長）
 - 委 員 下地 貴子 （一般財団法人 沖縄観光コンベンションビューロー 国内事業部 人材育成センター長）
 - 委 員 星崎 浩二 （沖縄県中小企業家同友会 政策委員長）
 - 委 員 佐久本 和代 （沖縄県中小企業団体中央会 事務局長）
 - 委 員 比嘉 いずみ （沖縄県立芸術大学 音楽学部 教授）
 - 委 員 神谷 武史 （沖縄県立芸術大学 音楽学部 講師）
 - 委 員 宮里 正子 （沖縄県文化財保護審議会委員、
沖縄県立博物館・美術館協議会委員、

浦添市美術館協議会委員、

一般社団法人沖縄美ら島財団 総合研究センター研究顧問)

委 員 比嘉 智明 (一般社団法人 沖縄県中小企業診断士協会 会員診断士)

委 員 池村 博隆 (ものプランおきなわ 代表)

委 員 宮本 忠 (沖縄県信用保証協会 総務部 総務部長)

委 員 真喜屋 稔 (那覇市国際通り商店街振興組合連合会 理事長)

イ 選定委員会日時 令和5年12月26日(火)午後1時30分～午後5時15分

ウ 選定基準

- a 市民の平等な利用が確保できること。
- b 事業計画書の内容がてんぶす那覇の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- c 事業計画書の内容に沿ったてんぶす那覇の管理を安定して行う能力を有すること。

エ 選定基準表

項目	評価区分	評価項目	配点
全体概要	コンセプト等	全体コンセプト（賑わいの創出、文化の産業化）	5
		業務執行体制	5
		収支計画	20
		収益納付の多寡	5
指定管理業務	(1) 施設の効用の発揮	事業実績	5
		芸能公演の運営	15
		多目的ホールの稼働率向上	15
		体験施設の運営	5
		体験施設の稼働率向上	5
		地域情報の発信・他施設との連携	5
		指定管理付随業務の実施	15
		自主事業の実施	15
	(2) 平等な利用の確保	利用者ニーズの把握の手法、配慮を要する利用者の利用についての取組	5
	(3) 施設の管理を安定して行う能力（適切な維持管理、危機対応等）	施設を適正に維持管理するための手法、危機管理等に関する取組	5
	(4) 管理費の縮減	管理運営費の節減が現実的で適正な積算に基づく計画であり、安定した運営の継続可否	5
		指定管理料の多寡	5
	(5) 独自の提案	独自のノウハウを活かした提案等	15
魅力度向上業務	(1) 施設の効用の発揮	事業実績	5
		コンセプト、ゾーニング等	30
	(2) 伝統文化の産業化に資する事業	伝統工芸品の売上向上に資する取組	20
		産業化のサイクルの確立に資するコト体験の実施	20
	(3) 賑わいの創出に資する事業	中心商店街の回遊性の向上	30
		関連施設等との合同イベントの実施、連携	20
		指定管理業務及び魅力度向上業務と有機的な連携による事業の展開	5
	(4) 賃料	賃料の多寡	50
付加価値業務	(1) 事業実績	事業実績	5
	(2) ポケットパーク	ポケットパークにおける魅力のある提案	15
	(3) 那覇てんぶすビジョン	ビジョンにおける魅力のある提案	10
合計 (企画提案点300点、価格点60点)			360
最低基準点 (企画提案点300点×12人×60%)			2,160

オ 選定方法

- a 順位を第1位とした委員の数が最も多い事業者を予定候補者に選定する。また、順位を第1位とした委員の数が次に多い事業者を次点候補者とする。
- b 上記aにおいて、順位を第1位とした委員の数が同数の事業者が2社以上ある場合は、当該事業者の順位を第2位とした委員の数が最も多い事業者を予定候補者とする。
- c 上記bの場合において、順位を第2位とした委員の数が同数の事業者が2社以上ある場合は、当該事業者の順位を第1位とした委員の当該事業者に係る合計点が最も高い事業者を予定候補者とする。
- d 各委員の企画提案点（※価格点は除く）の合計の合算が6割に満たない場合は選外とする。ただし、評価者の内、下記表に定める評価者が6割以上の評価を行った場合には、選外とはしない。

評価者数	12人	11人	10人	9人	8人	7人	6人
6割以上の人数	8人	7人	6人	6人	5人	5人	4人

(3) 集計結果

委員 団体名		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	1位 の数	最低 基準点
ミライ那覇 創造共同 事業体	順位	<u>1</u>	2	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	2	2	<u>1</u>	2	2	<u>1</u>	7つ	可
ア社		2	<u>1</u>	2	2	2	2	<u>1</u>	<u>1</u>	2	<u>1</u>	<u>1</u>	2	5つ	可

令和5年度てんぶす那覇マネジメント事業審査要領の審査手順に基づき、順位を第1位とした委員の数が最も多い団体は、ミライ那覇創造共同事業体であり、かつ、最低基準点以上を獲得できていることから、同団体を指定管理予定候補者とする。

※上表のアルファベット(A委員～L委員)の並びは、前記「4 選定の経緯 - (2) 審査方法 - ア 選定委員会 - b 選定委員会の委員」における委員の順番と同一ではない